# 職員の兼業の許可に関する政令 （昭和四十一年政令第十五号）

#### 第一条（権限の委任）

内閣総理大臣は、次に掲げる職員に関する国家公務員法第百四条の規定による許可（以下「兼業の許可」という。）に関するその権限を当該職員の所轄庁の長に委任することができる。

* 一  
  一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員で次に掲げるもの
* 二  
  副検事

##### ２

内閣総理大臣は、前項の規定によるほか、職員が地方公共団体の非常勤の職員（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第一項の規定により置かれる委員会の委員若しくは同項の規定により置かれる委員又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）の職を兼ねる場合における兼業の許可に関するその権限を当該職員の所轄庁の長に委任することができる。

#### 第二条（職務専念義務の免除）

職員は、兼業の許可が与えられたときは、その許可の範囲内で、その割り振られた正規の勤務時間の一部をさくことができる。

#### 第三条（非常勤職員及び臨時的職員に関する特例）

非常勤職員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時的職員については、同法第百四条の規定は、適用しない。

# 附　則

この政令は、昭和四十一年二月十九日から施行する。

# 附則（昭和四四年一〇月二四日政令第二六五号）

この政令は、昭和四十四年十一月一日から施行する。

# 附則（昭和六〇年一二月二一日政令第三一七号）

##### １

この政令は、公布の日から施行する。  
ただし、第四十二条の規定は、昭和六十一年一月一日から施行する。

##### ２

この政令（第四十二条の規定を除く。）による改正後の次に掲げる政令の規定は、昭和六十年七月一日から適用する。

* 一から十まで  
  略
* 十一  
  職員の兼業の許可に関する政令

# 附則（昭和六三年三月一八日政令第三三号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成六年七月二七日政令第二五一号）

この政令は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の施行の日（平成六年九月一日）から施行する。

# 附則（平成九年九月一二日政令第二八五号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一一年一二月二二日政令第四〇八号）

この政令は、平成十二年一月一日から施行する。

# 附則（平成一二年二月一四日政令第三〇号）

この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

# 附則（平成一二年四月一九日政令第二〇一号）

この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

# 附則（平成一四年一二月一八日政令第三八五号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

# 附則（平成一八年二月一日政令第一四号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

# 附則（平成二〇年三月二六日政令第六七号）

この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

# 附則（平成二五年三月一三日政令第五五号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。